

自然災害による農地・農業用施設の被害について



近年の異常気象による豪雨や台風の被害の甚大化に伴い、農地や農業用施設（水路や農道）への被害も多くなっています。被害が発生した場合は、復旧工事を国の補助の対象となる災害復旧事業で行える場合がありますので、被災から2週間以内に農政課農地整備係までお知らせください。

（ただし、小さな被害（復旧工事費が40万円未満）の場合には、国からの補助の対象となりません。）

内容		備考
対象となる災害	【降雨】 24時間雨量が80mm以上または時間雨量20mm/h以上 【暴風】 最大風速が毎秒15m/s以上（10分間平均の最大値） 【洪水】 警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上 【干害】 連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）20日以上	観測所の観測資料を基に判断します。
補助対象となる施設	【農地】 農地は、土地台帳上の地目ではなく、その土地の現況によって判断します。（休耕地が被災した場合は相談してください） 【農業用施設】 幅員120cm以上の農道および農業用水路（用水路・排水路・頭首工）、ため池などの農地保全施設（受益戸数が2戸以上であり、日頃から適正な維持管理を行っていること）	<ul style="list-style-type: none">・1カ所の復旧工事費が40万円以上のものが対象です。・原形復旧（効用や機能回復を含む）が原則となります。・収穫物被害は対象となりません。・田、畑により、要件が異なる場合があります。
受益者の負担金	【農地】 復旧工事費の50%以内 【農業用施設】 原則地元負担なし（補助金の残額は村費で対応します）	農地の災害復旧は、条件や規模に応じて復旧限度額が決められており、その範囲内が補助対象となるため、場合によっては復旧工事費の50%以上の負担となる場合があります。（事業申請前に農政課にて復旧工法の検討や概算工事費の算出などを行い、受益者に分担金の負担額などの確認を行います。）

〈問い合わせ〉農政課 農地整備係 TEL0967 (67) 2706

みなみあそ元気フェスタ「あつまり～ん祭」を 開催します！

しゃい



今年もみなみあそ元気フェスタ「あつまり～ん祭」を以下の日程で開催します。

「みなみあそのうた」を制作された沖田様による、ヴィオラとピアノによる演奏や講演もお楽しみください！

作品の展示やステージでの発表、フリーマーケットなどたくさんの催し物を予定していますので、村民の皆さんのたくさんの参加をお待ちしております。

■日 時 10月26日（土）午前9時～午後3時30分（予定）

■メイン会場 白水小学校体育館

■催し物 ステージ発表、作品展示、フリーマーケット、マルシェ、人権啓発講演会など

〈問い合わせ〉みなみあそ元気フェスタ「あつまり～ん祭」実行委員会 TEL0967 (67) 1602